イ　諸外国との連携強化

不法滞在者が発生する要因として考えられる悪質なブローカーの存在や我が国の難民認定制度に対する誤解といった問題を解消するため、諸外国との連携の強化に引き続き取り組んでいく。まずは、不法滞在者に係る出身国別のデータ等を分析し実態を把握した上で、例えば、不法滞在者を多く発生させている国など、しかるべき相手国に対し、悪質なブローカーの排除や、我が国の難民認定制度に係る正しい理解を得られるような効果的な情報発信等を行うよう申入れを行う。

二国間協力関係の構築・強化は、不法滞在者の発生防止のほか、送還の促進に当たっても重要である。相手国に対し送還への協力を求めるだけでなく、関係省庁と協力した査証免除措置の実施状況等に係る検討、不法滞在者の発生を招く送出機関の適正化に係る取組のほか、相手国の人権状況や社会課題等を踏まえつつ、複数の課題と送還に関する協力を連動させながら、包括的な取組を進めていく。その際には、必要に応じ、民間の知見も活用しながら、出入国在留管理庁が国際会議や外交交渉等の場に積極的に参加することにも努めていく。

ウ　被収容者の適切な処遇の確立と監理措置制度の適正な運用

退去強制手続中の外国人の処遇等について、2023年入管法等改正で見直された規定が適切かつ効果的な形で運用されていくよう、その運用状況を的確に把握し、更なる適正化に努めていく。

とりわけ、新設された監理措置制度については、データの収集・分析を通じ実態把握を継続的に行い、制度が十分に機能していない部分があれば、逃亡防止、被監理者への配慮といった観点も踏まえながら、運用、周知活動等の在り方を含め検討を行い、制度の実効性を高めていく。監理措置制度を効果的に機能させるには、十分な資力を有する監理人が相当数確保されることが不可欠であることから、監理人の確保の状況を踏まえて、監理人に対して更なる支援を行うことなど、監理人の確保に資する措置について検討を行う。監理人が見つからないことが原因で収容が長期化するような事例が多くみられる場合には、長期の収容を避けるために必要な検討を行った上で、改善に向けて取り組んでいく。監理措置制度の安定的な運用に伴い、原則どおり仮放免制度を例外的な措置として位置付けた運用を行う。

被収容者の収容を解除する手段が、原則として監理措置となったことに伴い、被仮放免者は着実に減少していくこととなるが、被仮放免者及び被監理者（以下「被仮放免者等」という。）の条件違反等に適切に対応するため、2026年３月に開始した、都道府県警察が各種警察活動において、監理措置又は仮放免の条件違反が疑われる被仮放免者等を認知した場合等における地方出入国在留管理官署への当該被仮放免者等に係る情報提供を着実に実施する。また、被仮放免者等の情報については、出入国在留管理庁と市区町村との間で、より適切な情報共有を図るため、2026年７月（予定）に、出入国在留管理庁が把握する被仮放免者等の情報の市区町村に対するプッシュ型での提供を開始するところ、その利用実態等を踏まえ、共有方法や頻度など、更なる対応を検討するほか、市区町村が抱える被仮放免者等に関する問題の把握に努め、その実態等を踏まえて、国としての更なる対応を検討する。これらの検討結果を踏まえ、必要に応じて、適切な取組を進めていく。

また、在留特別許可制度については、申請者が在留特別許可を必要とする事情を説明する機会を充実させるなど、申請手続を含め、制度の更なる適正化に向け対応を行う。

さらには、収容施設における医師の確保に向け医療関連団体や教育機関、関係省庁との連携を図ることや入国警備官のリクルーティングの強化に向けた業務のやりがいや魅力的なキャリアパス等を発信していく。

5　難民や補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護・支援の推進

(1)　これまでの主な取組

我が国は40年以上にわたり難民認定制度を運用しており、2023年には過去最多の303人を難民と認定した。2023年12月には、難民条約上の５つの理由に当たらないため難民に該当しないものの、人道上、真に保護すべき者をより確実かつ迅速に保護すべく、補完的保護対象者の認定制度を創設し、その運用を開始し、2025年までに2,137人を補完的保護対象者として認定した。

このほか、難民等の適正な保護に向け出入国在留管理庁は様々な取組を行ってきた。代表的なものとして、難民該当性に関する判断の規範的要素の明確化については、2023年３月に難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を策定・公表し、同年12月には、補完的保護対象者の認定制度の創設を踏まえ改訂を行った。また、難民調査官の能力向上に向け、ＵＮＨＣＲ等の協力も得ながら、「難民調査官研修」を実施してきた。2023年から新たに実施している「新任難民調査官研修」においては、研修日数を増やし、講義内容を充実させている。また、2024年からは、出身国情報の調査・収集の手法、諸外国情勢に関する専門的な知識を習得することを目的とした出身国情報研修を実施している。

加えて、2025年５月に公表した不法滞在者ゼロプランの一環として、最新の出身国情報等を踏まえＢ案件（難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件）とすべき申立て内容を類型化し、これに対する在留制限を実施してきた。

第三国定住難民の受入れに関しては、2014年１月の閣議了解、2019年６月の閣議了解の一部変更を通じ、その対象・範囲を拡大してきた。2020年度からは、アジア地域から年１～２回・年約60人の範囲内で難民（出身国・地域を問わない）を受け入れ、定住を支援した。

このほか、難民、補完的保護対象者、第三国定住難民に対しては、難民対策連絡調整会議の決定に基づき、日本語教育や生活ガイダンスを内容とする「定住支援プログラム」の提供のほか、就労支援を実施するなど、我が国での自立に向けた支援を行ってきた。また、難民認定申請者や補完的保護対象者認定申請者のうち生活に困窮する者への保護措置として、保護費の支給や宿泊施設の提供等を実施してきた。

(2)　現状の課題

難民等を迅速かつ確実に保護することは国際社会の要請であって、これに適切に対応していくことが求められている。しかしながら、2020年から2025年までの各年における平均処理期間はいずれも20か月を超え、2022年には過去最長の33か月にも達するなど、保護すべき者の迅速な保護に支障を来しかねない状況が続いている。難民認定申請者数の増加、申請者の国籍や申立て内容の多様化が進む中にあって迅速な審査を実現するためには、不法残留者の増減要因について現状を分析し、「入国管理」、「在留管理・難民審査」、「出国・送還」の各段階において今後重点的に取り組むべき施策として取りまとめられた「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」を踏まえつつ、難民認定事務に従事する人員の確保、職員研修の一層の充実、そして執務環境の改善が強く求められるほか、審査手続の更なる効率化も求められる。

同時に、保護すべき者の迅速かつ確実な保護に当たっては、誤用・濫用的な申請、例えば虚偽文書を用いた申請や難民調査官を欺罔する意図の申請に対し、毅然とした対応をとることも重要である。こうした申請が存在する要因には様々なものがあり得るところ、例えば、難民認定申請者の間で、我が国の難民認定制度に対する誤解が広まっている可能性も考えられる。

また、難民等認定手続については、その質及び透明性を更に高めるべきであるとの指摘もなされてきた。この点については、「難民該当性判断の手引」の策定等により対応が図られてきたところ、引き続き、適切な対応が求められる。

このほか、第三国定住難民については、引き続き関係省庁及び関係機関と連携の上、事業の円滑な実施に向けて取り組む必要がある。

条約難民、補完的保護対象者、第三国定住難民の自立支援のための「定住支援プログラム」については、条約難民及び補完的保護対象者の中には参加資格があるにもかかわらず参加しない者が一定数いることに加え、出席数の不足等により修了できない受講生や、修了しても希望する職種の就職先を確保できない者も一部存在することから、プログラムへの参加を動機づける方策等を検討するとともに、プログラムの効果を更に高めるため、その実施状況等を踏まえ、適切なプログラムの在り方について検討し、必要な措置を講じる。